

先住民族アイヌの権利確立に向けて

——第18回ヒューマンライツセミナー⁽¹⁾報告



シッチョチヨイ (豊年踊り)。農作物を植えて収穫し、団子を作る動作を表したもの。



ムックリ (口琴) 演奏。自分の体を共鳴体にして音を出す。



フッタレチュイ (黒髪の踊り)。松の木が強い風にゆれる様子を表したもの。心臓比べの踊りと言われる激しい踊り。



ポロリムセ (大きな輪の踊り)

この間、先住民族の権利に関する国連宣言の採択 (2007年9月)、「アイヌ民族を日本の先住民族とする」国会決議と政府による容認 (2008年6月)、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」の報告書の完成 (2009年7月29日) など、アイヌ民族に関わる大きな動きがありました。これらを視野に入れながら、今年のヒューマンライツセミナーは、「先住民族アイヌの権利確立に向けて」をテーマに、アイヌ古式舞踊の公演と3人の報告者による講演会から構成される集会を開催しました。参加者は650人。以下、その概要を紹介します。(まとめ: IMADR-JC 事務局)

第1部 アイヌ古式舞踊公演(レラの会)

アイヌ古式舞踊は、自然豊かな大地での生活の中でアイヌ民族が育んできた伝統文化。祭祀、祝宴など伝統行事の際に踊られ、1984年に国の重要無形文化財の指定を受けた。レラの会(「レラ」はアイヌ語で「風」)は関東在住のアイヌウタリの交流、アイヌ民族の権利回復、文化伝承、啓発活動などを行なっている団体で、アイヌ古式舞踊に関しては、とくに道東地方の踊りを中心に伝承活動をしている。

代表の長谷川修さんによる解説のもと、5人のメンバーが節をつけた掛け声や手拍子とともに、左の欄に紹介するような古式舞踊とシムックリ(口琴)を演奏した。最後は会場の参加者も加わり、ポロリムセ(大きな輪の踊り)で締めくくった。長谷川さんの「これら歌と踊りを、次の世代に誇りをもって伝えていきたい」という言葉に大きな拍手がわいた。

第2部 講演会「先住民族アイヌの権利確立に向けて」

「いま、民族名復活が意味するもの」

加藤 忠(社団法人北海道アイヌ協会理事長)

今年4月1日、北海道ウタリ協会から北海道アイヌ協会へと名称変更した。48年ぶりの民族名復活である。

1980年に日本が規約人権委員会に提出した報告書には「本規約に規定する少数民族は存在しない」とされていた。日本は戦後、「民族」を排除する方向で国民国家づくりをした。民主主義が多数者の論理を優先してきたことが、今までアイヌが置き去りにされてきた大きな原因だと思う。

1986年、中曽根首相は「日本は単一民族国家」と発言。1991年、日本政府はアイヌを少数民族と認め、92年には当時のウタリ協会理事長・野村義一が国連の国際先住民年開幕式典で歴史的な演説をした。しかし日本政府は、アイヌを先住民族と認めることをかたくなに拒んできた。

国連は2004年からの10年を「第2次世界の先住民の国際10年」と定め、先住民族の復権の活動を強化。2007年9月13日、国連総会で「先住民族の権利に関する国連宣言」が採択された。これを受け、協会でも活動を活発化。国会決議に向け、足が棒になるほど国会議員をまわった。松浦武四郎⁽²⁾の本の抜粋を示しつつ、アイヌ民族の権利回復を訴えた。超党派の議員連盟ができ、勉強会が開かれた。2008年5月22日、16年ぶりに東京でデモ行進を行ない、6月6日、アイヌ民

族を先住民族とすることを求める国会決議がなされた。それを受けて設置された有識者懇談会に私はアイヌの代表として入り、協会および道外アイヌ組織と審議した内容を提言した。アイヌの声を聞いてほしいと提案し、道内5カ所と東京でのヒアリングが実現した。

懇談会で私が強調したのは教育。今50代のアイヌの中で中卒者が6割いる。教育がないと低賃金の仕事しか就けず、解決の糸口が見えない。教育と生活の実態を調査し、法律をつくることの重要性を述べた。遺骨の返還と慰霊施設、広義の文化、審議機関と窓口の設置、土地・資源の利活用、啓発・教育、政治参加についても提言した。

私は父が和人で母がアイヌ。二人とも働き者だった。6人きょうだいの末っ子で、定時制高校に行きながら建築資材の会社で働いた。私は差別を知らずに育ったが、生活相談員になって差別の存在を知った。何とかしたいと、チェブオハウ⁽³⁾を知ってもらうため「しらいチェブ祭」を企画、回を重ねるたびに参加者が増えた。

協会は、自然と人間と心を通わす「アイヌ」の3文字を掲げて大きな区切りを迎えた。文化の伝承、人材の育成、権利の復活、政治への参画、道外アイヌとの連携など課題は山積みだが、広く理解を求めながら、日本の未来へ、人類共通の高みへ歩んでいきたい。

講演2 「関東のアイヌ民族の運動について」

長谷川 修(レラの会会長)

アイヌ民族の全国的な実態調査は行なわれていない。北海道ではウタリ生活実態調査が7年ごとに行われ、ある程度のデータはある。首都圏在住のアイヌは2700人というデータがあるが、あくまで自らアイヌと名乗った人

数。名乗らずにいるアイヌはその何倍いるのか実数は分からない。ちなみに道内の人口は実態調査で2万3400人だが、自己推薦なので実数はもう少し多いのではないかと推測する。

現在、関東で伝承活動をし、アイヌの権利

回復運動を行ない民族衣装を着るアイヌが約60人。99.9%以上のアイヌはいまだ自ら姿を現していない。アイヌの姿を押し隠しているのは今の日本社会だ。首都圏のアイヌは包括組織として13年ほど前に「アイヌウタリ連絡会」をつくった。1つひとつの団体は声小さくても、集まれば力も大きくなるだろうと結成された。

北海道では1974年から4次にわたる「ウタリ福祉対策」、2002年からは第5次対策「アイヌの人々の生活向上に関する福祉方策」が行なわれている。その柱は「生活の安定」「教育の充実」「雇用の安定」「産業の振興」「組織活動の充実」で、道民一般との格差是正が目的。しかし道内在住のアイヌに限定され、北海道を離れてしまったアイヌはこの施策の対象外。有識者懇談会は全国実態調査を国に提言したので、全国規模の福祉施策・民族施策が行なわれるだろう。予算をつけるには法律が必要である。あと何年待てばよいのか。

私たち道外のアイヌは今まで忘れられていた。北海道に次いでアイヌ人口が多いのは、今あるデータで見る限り首都圏。そこに住むアイヌが何の補償も権利も与えられず貧しい生活を強いられ、子どもの教育への手当ても受けずにいる現実を受け止めてほしい。

首都圏に住むアイヌは、自らの存在を知らせようと街頭に立ち、1万4千ほどの署名を集め、主張を国会に提出した。要求項目には、①政府はアイヌを先住民族と認めて謝罪、②道外も含め全国規模の施策を行なうための実態調査、などを掲げた。北海道ウタリ協会（当時）の行動に先立つ5月20日、独自に行動した。協会と一緒に行動すれば隠れて見えなくなってしまう。それがもて有識者懇談会は視察先の1つに東京を選択した。

今後は、全国的に足並みをそろえつつアイヌが基本とするウレシバ・チャランケ（育みあう討論）の中で、道外のアイヌへの処遇や補償もない屈辱的な生活の改善が少しずつ確実にになっていくと思う。

私たちは望んで先住民族になったわけではない。日本の歴史が私たちを先住民族にしまった。そのことをぜひ理解してほしい。北海道を離れたアイヌは、1人ひとり理由を持っている。しかし、それは自己責任ではなく歴史が生み出した事実だ。また、アイヌが全国に散らばっているのは日本社会の構造的なものだ。自分の力で解決できないものをみな背負っている。私たちアイヌに力を貸していただきたいし、私たちを先住民族にした日本の歴史、社会について考えていただきたい。



加藤忠さん



長谷川修さん



上村英明さん

講演3 「アイヌ民族政策の進展に関する課題と展望——『先住民族の権利に関する国連宣言』を拠り所にして」
上村 英明 (恵泉女学園大学教授／市民外交センター代表)

「先住民族の権利宣言」は46条あり、国際人権条約に準ずるもの。前文には、多文化社会の実現には先住民族の権利が必要とされている。これだけ情報や人が国境を越えて移動する中、大和民族だけで国をつくろうとするのは間違っている。先住民族の権利を認めることで、この社会が文化の多様性をいかに実現するのかという認識が大切だ。

地球環境保全や持続可能な開発の問題にも先住民族の権利は重要だ。ここ1年、国際協力銀行 (JBIC) や国際協力機構 (JICA) では、先住民族の権利を無視して国際的な融資や協力活動は行なえないとして、新たな指針を作成している。過度な開発を防ぎ地球環境を守るには、そうした権利設定が必要との認識が国際社会に広がっている。

権利宣言には、先住民族の権利を扱うことは和解のプロセスだとも書いてある。近代国家ができて140年間、日本政府はずっと同化政策をとってきたが、抑圧された民族に属する人たちは今も権利主張をしている。民族間の本質的な問題を解決して、皆が多様な文化的アイデンティティを持って生きていける。そのための和解は、権利をきちんと認定することで達成される。

もう1つ、非植民地化のプロセスも権利宣言に書かれた重要な点である。植民地の問題は、大和民族が自らの政策の誤りや責任を投げつけてきた分野だった。イギリスやフランスには、いかにして自分たちの植民地主義が今の社会に影響しているかを考えている人たちがそれなりにいる。だが日本では、敗戦で

植民地を放棄したという「神話」を作り、あらゆる責任を放棄してしまった。

先住民族に関して、どういう人権を回復すべきかは正しい歴史認識なくして出てこない。懇談会報告書はかなり歴史認識にページを割いているが、権利宣言、国会決議、アイヌ文化振興法の存在を考えると、もっと踏み込めたはずだ。1984年の「アイヌ民族に関する法律（案）」に、アイヌ民族側の歴史観が示されている⁽⁴⁾。これに対し、懇談会報告書には「アイヌの人々は圧倒的に少数であった」「我が国の政治の中心地から遠く離れた北辺の住人であった」とある。「少数」か「北辺の住人」かどうかは枠組みの問題である。

「日本は単一民族国家」の見方が広まったのは戦後民主主義の社会。戦前の国定教科書には「アイヌ民族はいる」とある。「アイヌ民族はもういない」という立場を取ったのは戦後の日本政府。それが単一民族国家幻想をふりまき、さまざまな差別を生む結果となってきたにも拘らず、この報告書には戦後政府への反省はない。報告書には「国民の理解が不足している」とあるが、国民の理解がなければ人権が保障できないというのは本末転倒だ。全体として報告書は有用だが、こうした問題も多い。

今、新政府のもと政策進展への兆しも見えるが、権利宣言に照らし、アイヌ民族の人権をこれからどう回復すべきかを、1人ひとりが考えていかねばならない。アイヌ民族からボールは投げられており、それに答える責任がある。

- (1) 主催：第18回ヒューマンライツセミナー実行委員会。実行委員会構成団体：世界人権宣言中央実行委員会、部落解放同盟中央本部、同和問題に取り組む全国企業連絡会、『同和問題』にとりくむ宗教教団連帯会議、日本教職員組合、全日本自治団体労働組合、反差別国際連動日本委員会（順不同）。
- (2) 幕末に蝦夷地を歩き、アイヌ民族と交わり、和人によるアイヌ民族への非道な仕打ちを告発した人物。
- (3) 鮭を入れた汁。アイヌ民族の伝統的な主食の1つ。
- (4) 「本法を制定する理由」に次のように書かれている。「北海道、樺太、千島列島をアイヌモシリ（アイヌの住む大地）として、固有の言語と文化を持ち、共通の経済生活を営み、独自の歴史を築いた集団がアイヌ民族であり、徳川幕府や松前藩の非道な侵略や圧迫とたたかいながらも民族としての自主性を固持してきた。明治維新によって近代的統一国家への第一歩を踏み出した日本政府は、先住民であるアイヌとの間になんの交渉もなくアイヌモシリ全土を占領し、また、帝政ロシアとの間に千島・樺太交換条約を締結して樺太および北千島のアイヌの安住の地を強制的に棄てさせたのである。」（前掲書、P.156）